平成２２年（フ）第７９８号
神奈川県中郡二宮町緑が丘１丁目６番地の５
破産者　株式会社アシオ企画
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１１号
神奈川県小田原市久野471番地２　小田原サニータウン1011号
破産者　横山　正秀
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２号
山梨県大月市猿橋町藤崎632番地　市営恋路団地２―106号
破産者　石田　里美
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
岐阜市石谷323番地
破産者　大杉惠津子
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
岐阜県恵那市岩村町2540番地の１
破産者　株式会社山乃郷
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２号
岐阜県恵那市岩村町1623番地９、従前の住所岐阜県恵那市上矢作町下683番地　平岩若者住宅第Ｂ号
破産者　小木曽聡士
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第１９３号
静岡県熱海市網代57番地の１
破産者　丸和水産株式会社
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
静岡県伊東市八幡野1189番地
破産者　株式会社トーシン
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
静岡県熱海市田原本町８番12号
破産者　有限会社魚かづ商店
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
滋賀県草津市矢橋町105番１号
破産者　有限会社まるん
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０１号
京都市北区大北山原谷乾町53番地20
破産者　有限会社ロフティ21
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１０号
山形県新庄市万場町１番１号
破産者　早坂　幸基
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２９８号
新潟県柏崎市三和町９番35―101号マイライフ三和Ｂ
破産者　桑山かおり
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
滋賀県東近江市勝堂町53番地１
破産者　高橋　宏行
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６１０号
札幌市中央区宮の森３条６丁目９番８―103号
破産者　山本　博一
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
北海道苫小牧市青葉町１丁目３番２―411号
破産者　山越きみ子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５８７号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字柏木原宅地22番地の35
破産者　佐藤　隆幸
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５８号
仙台市青葉区小田原５丁目２―61　メゾンディケム202、開始決定時の住所仙台市青葉区花京院１丁目５番25―603号
破産者　櫻庭　法子
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
宮城県登米市石越町南郷字小谷地前157番地２　石越駅前住宅６号
破産者　平塚　洋一
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３号
秋田県にかほ市平沢字家ノ後９番地７
破産者　小林　英雄
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部